

デマンド（予約運行型）バスをご利用ください

デマンド（予約運行型）バスとは

- ・利用される方の予約に応じて自宅から目的地まで運行するバスです。
- ・利用当日の午前8：00まで予約が可能です。
- ・各方面週1回2往復運行します。（12月31日～1月6日及び予約のない場合を除く）
- ・料金（片道）は、大人200円 小人・障がい者100円です。

各方面運行時刻

【小谷石方面：毎週火曜日】

区分	1便	2便	3便	4便
小谷石方面	↓ 9：30	↑ 11：50	↓ 12：45	↑ 14：55
市街地（役場周辺）	↓ 9：55	↑ 11：25	↓ 13：10	↑ 14：30
函館バス知内出張所	↓ 10：00	↑ 11：20	↓ 13：15	↑ 14：25
（乗り継ぎ）函館方面行きのバス	↓ 10：08	-	↓ 13：57	-
（乗り継ぎ）松前方面からのバス	↓ -	↑ 11：11	↓ -	↑ 13：55

【湯ノ里方面：毎週水曜日】

区分	1便	2便	3便	4便
湯ノ里方面	↓ 9：30	↑ 11：50	↓ 12：45	↑ 14：55
市街地（役場周辺）	↓ 9：55	↑ 11：25	↓ 13：10	↑ 14：30
函館バス知内出張所	↓ 10：00	↑ 11：20	↓ 13：15	↑ 14：25
（乗り継ぎ）函館方面行きのバス	↓ 10：08	-	↓ 13：57	-
（乗り継ぎ）松前方面からのバス	↓ -	↑ 11：11	↓ -	↑ 13：55

【中ノ川方面：毎週木曜日】

区分	1便	2便	3便	4便
中ノ川方面	↓ 9：30	↑ 11：55	↓ 12：50	↑ 14：55
市街地（役場周辺）	↓ 10：00	↑ 11：25	↓ 13：20	↑ 14：30
函館バス知内出張所	↓ 10：05	↑ 11：20	↓ 13：25	↑ 14：25
（乗り継ぎ）函館方面行きのバス	↓ 10：08	-	↓ 13：57	-
（乗り継ぎ）松前方面からのバス	↓ -	↑ 11：11	↓ -	↑ 13：55

【上雷方面：毎週金曜日】

区分	1便	2便	3便	4便
上雷方面	↓ 9：35	↑ 11：45	↓ 12：55	↑ 14：55
市街地（役場周辺）	↓ 9：55	↑ 11：25	↓ 13：15	↑ 14：35
函館バス知内出張所	↓ 10：00	↑ 11：20	↓ 13：20	↑ 14：30
（乗り継ぎ）函館方面行きのバス	↓ 10：08	-	↓ 13：57	-
（乗り継ぎ）松前方面からのバス	↓ -	↑ 11：11	↓ -	↑ 13：55

【予約先】 函館バス株式会社 知内出張所 ☎5-5127

営業時間 6：00～19：30

窓口休止時間 11：00～12：00、17：00～18：00

※窓口休止時間中はデマンドバスの予約ができません。

全道消防職員意見発表大会

城地和宏さんが

全道大会で努力賞を受賞

第46回全道消防職員意見発表大会が、4月23日に開催され、渡島西部広域事務組合消防本部・知内消防署の城地和宏さんが、努力賞を受賞しました。

本大会は、全道各地で開催された地区大会で最優秀受賞者が出場する大会です。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためDVDによる審査となりました。城地さんは、「人前での発表と異なる環境でしたが、カメラの向こう側に居る人に伝わることを意識して発表しました」と語りました。

また、こういった話題で町民の皆様には元気や笑顔を届けられるよう有言実行をモットーに町全体へ恩返ししていきたいと決意を述べました。



賞状を持つ城地さん

住宅の耐震化をサポートします

問 役場建築係 (内線 57)

町では、住宅の耐震化を促進するために、「知内町既存住宅耐震改修等補助金条例」に基づき、耐震診断費や耐震改修工事費の補助を行っています。ぜひご活用ください。

耐震 診断

1. 対象住宅及び対象者

- ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建ておよび併用住宅で、自ら所有し居住する既存住宅
- ②建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと
- ③申込予定者及び居住者が町税及び使用料等の収納事務に係る滞納が無いこと
- ④過去に本事業による補助金交付を受けたことがないもの

2. 補助金交付額

対象経費の3分の2の額で、補助額の限度は8万6千円とする（※千円以下の額は切り捨てとする）

耐震 改修 工事

1. 対象住宅及び対象者

- ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建ておよび併用住宅で、自ら所有し居住する既存住宅
- ②耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの
- ③建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと
- ④申込予定者及び居住者が町税及び使用料等の収納事務に係る滞納が無いこと
- ⑤過去に本事業による補助金交付を受けたことがないもの

2. 補助金交付額

- ①補助対象経費が500万円未満の場合は当該経費の20パーセント（※千円以下の額は切り捨てとする）
- ②補助対象経費が500万円以上の場合は100万円

※補助対象経費は、耐震改修工事及び耐震改修工事に伴う付帯工事も含む。ただし、耐震改修工事に明らかに寄与しない工事は、当該工事費を分離して算定し補助対象経費から除外する。

住宅の図面をお持ちの方は、無料で簡易耐震診断を行うことができます。くわしくは建築係にお問い合わせください。

